

## 第5章 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

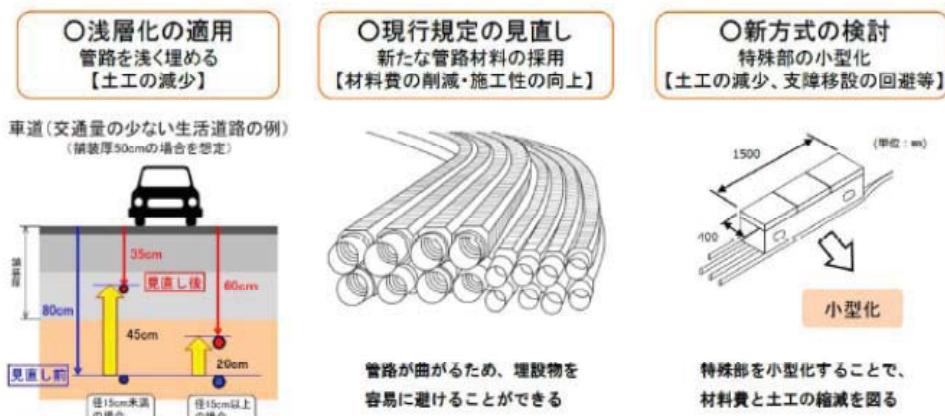
### 1. 多様な整備手法の活用

#### (1) 低コスト手法の検討

電線共同溝の整備には多額の費用がかかることが、無電柱化が進んでいない要因の一つとなっています。こうした状況を踏まえ、国や東京都においてコスト縮減や工期短縮に向けた検討を進めています。

本区では平成29年度から浅草地域や谷中地域において、浅層埋設等の低コスト手法について技術検討を行っています。国や東京都、電線管理者と連携し、引き続き低コスト手法など、新たな整備手法の技術検討や活用を進めています。

#### 国や東京都で検討が進められている低コスト手法

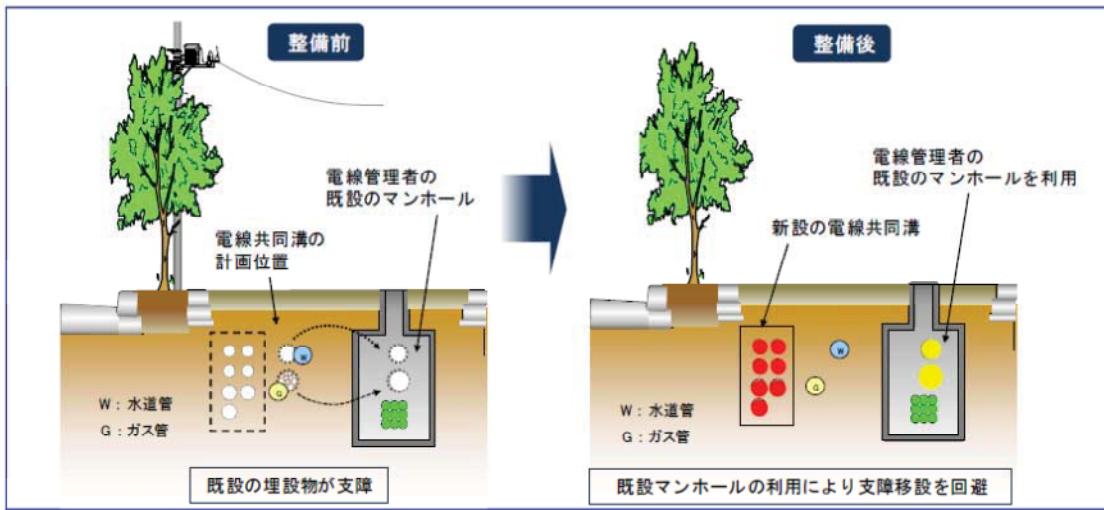


(出典：国土交通省ホームページ)

#### (2) 既存ストックの活用

既存道路で電線共同溝を整備する場合は、地下埋設物が輻輳しているため、移設工事にかかる多額の費用と工期の増大が課題となっています。電線管理者が所有する管路やマンホール等の既存施設がある場合は、電線共同溝の一部として活用を検討し、移設工事を回避することにより、コスト縮減と工期短縮を図ります。

## 既存ストック活用イメージ



(出典：東京都建設局ホームページ)

## 2. 電線類地中化モデル実施を踏まえた無電柱化の検討

第2章の「2. 本区における無電柱化の課題」のとおり、電線類地中化モデル実施を通して区道における無電柱化では、時間がかかること、コストが高いこと、道路が狭く無電柱化が困難であることなど、様々な課題があることが分かりました。

無電柱化の整備にあたっては、これらの課題等に対して、事前に対象路線の詳細な調査を実施し、技術的に整備が可能か検討します。

また、無電柱化の整備には、多くの時間を要し、工事に伴う音・振動、車両の通行止め等によって地域住民の生活への影響が大きいことから、工事路線沿道や周辺にお住まいの方々の理解や協力を得ることが必要です。

本区では、無電柱化事業の課題や工事に伴う音・振動等について十分説明の上、地域住民の協力が得られた箇所から無電柱化を推進していきます。

## 3. 財源の確保

国や東京都のこれまでの補助制度や東京都の「無電柱化チャレンジ支援事業制度」などの財政支援制度を積極的に活用し、財源の確保に努め、無電柱化を推進していきます。また、補助対象の拡大や補助率の引き上げなど、補助制度の拡充を国や東京都へ要望していきます。

#### 4. 占用制限措置の検討

国は、無電柱化を推進するため、平成28年4月から直轄国道において道路法第37条に基づく電柱の新設禁止の措置をとっています。また、国の無電柱化推進計画では、防災の観点から緊急輸送道路における新設電柱の占用制限措置について、未実施の地方公共団体へ普及を促進することとしています。

本区においても、防災面や安全・円滑な交通確保の観点から、道路法第37条に基づく新設電柱の占用制限措置について検討します。

#### 5. 市街地再開発事業等における新設電柱の抑制

無電柱化法第12条において、道路事業の実施に際し、関係事業者に対して新設電柱等の設置抑制や可能な場合には、既設電柱等の撤去を併せて行うことを規定しています。

市街地再開発事業や土地区画整理事業等の開発事業においては、開発事業区域内に新たに電柱を新設しないように施行者と調整していきます。

#### 6. 関係者間の連携強化

##### (1) 執行体制の強化

無電柱化の実施にあたっては、電線管理者や地元との調整、移設補償費や建設負担金の算定等の事務手続きなど、専門的な知識と多大な労力を要します。そのため、無電柱化を推進するには、執行体制に関する検討が必要です。

既存ストック活用方式による電線管理者への事業委託や事務分担の見直しについて検討します。

##### (2) 地元協議会等の設置

具体的な無電柱化事業実施箇所については、低コスト手法等の整備手法の検討、地上機器の設置箇所等に関して地域の合意形成を円滑にするため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置します。

### (3) 台東区道路工事調整協議会の活用

無電柱化の実施にあたり、上下水道やガス等の地下埋設物の工事が実施される場合には、工事関係者が集まる台東区道路工事調整協議会を活用します。この協議会において、地下埋設物の占用位置や工程等の調整を行い、コスト・工期を縮減するように努め、効率的に進めていきます。

### (4) 公共用地等を活用した地上機器設置箇所の検討

区道は、歩道がない又は歩道が狭い道路が多く、地上機器を設置できる空間が確保できないため、一般的に無電柱化が困難とされています。

このような道路の無電柱化においては、電線管理者や土地所有者と十分協議の上、地上機器の設置箇所として学校や公園等の公有地や民地の活用を検討していきます。

#### 公共用地等への地上機器設置事例



(出典：東京都建設局ホームページ)